

■教育職員免許状取得に関する科目の単位履修について

幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭及び養護教諭・栄養教諭を目指すには、教育職員免許状の取得が必要である。

教育職員免許状を取得する場合は、社会において教育がいかに重要であることを深く認識し、絶えず自らの資質能力の向上に努めるよう、強い意思と決意をもって臨むことが大切である。

履修に当たっては、教員としての基礎的・基本的資質能力を養い、教育者としての使命感、人間的成長・発達に関する深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情及び教科等に関する専門的知識、豊かな教養、実践的指導力などを培わねばならない。

更に、「教育の基礎的理解に関する科目等」や「教科及び教科の指導法に関する科目」を積極的に選択履修し、自らの得意分野をつくり、個性の伸長を図ることも肝要である。

また、刻々と変化する現代社会をたくましく生き抜き、常に広い視野と深い洞察力をもって行動できる人間であることも教員として求められている。

以上のような教員としての資質能力を養い、絶えずその向上に努めることを望む。

教育職員免許状の取得を希望する者は、次の要件を満たしていること。

- ① 教員になることを強く志望する者。
- ② 全学共通科目のうち、教育職員免許状を取得するための必修科目（日本国憲法／体育／外国語コミュニケーション／数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作）を原則としてすべて修得していること。
- ③ 3年次後期まで（看護学部においては2年次後期まで）に開講する「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の『各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）』を原則としてすべて修得していること。
 - ・幼稚園教諭は「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の『保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）』を原則としてすべて修得していること。
 - ・養護教諭は「養護に関する科目」を原則としてすべて修得していること。
 - ・栄養教諭は「栄養に係る教育に関する科目」を原則としてすべて修得していること。

＊教育実習については、各学科の特徴に応じてそれぞれ制限規定を設ける。詳細については、学科頁を参照すること。

本学の各学科において取得できる教育職員免許状の種類

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	教科
文 学 部	日 本 文 学 科	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	国語 書道
	書 道 文 化 学 科	中学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	国語 書道
	国 際 文 化 学 科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
経 営 情 報 学 部	経 営 情 報 学 科	高等学校教諭一種免許状	情報 商業
	メ デ ィ ア 情 報 学 科	高等学校教諭一種免許状	情報 商業
生 活 科 学 部	健 康 栄 養 学 科	栄養教諭一種免許状	
	児 童 学 科	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
看 護 学 部	看 護 学 科	高等学校教諭一種免許状	看護
		養護教諭一種免許状	

■教育職員免許状を取得するためには

基礎資格として、学士の学位を有すること。かつ、下記の科目①～⑦を修得していること。

- ①「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」（下記※1参照）
- ②「教育の基礎的理解に関する科目等」
- ③「教科及び教科の指導法に関する科目」
- ④「領域及び保育内容の指導法に関する科目」（幼稚園教諭）
- ⑤「養護に関する科目」（養護教諭）
- ⑥「栄養に係る教育に関する科目」（栄養教諭）
- ⑦「大学が独自に設定する科目」

●小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状取得希望の場合（下記※2参照）

「介護等体験」（7日間）

「介護等体験事前事後指導」（2単位）を修得すること。

●栄養教諭一種免許状取得希望の場合

「管理栄養士免許を有する者」又は「管理栄養士養成施設の課程を修了（国家試験受験資格に必要な科目をすべて修得している）し、栄養士免許を有している者」であること。

※1 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法で定められた科目の他に下記科目の単位を修得しなければならない。

規則に定める科目	最低修得 単位数	本学開講科目	単位	備 考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	全学共通科目にて開講
体育	2	健康スポーツ	2	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	AI・データサイエンス入門	2	経営情報学部メディア情報学科は学科専門科目として開講
		情報リテラシー	2	
		パソコン基礎演習	2	

※2 介護等体験

「介護等体験特例法」により小・中学校教諭の普通免許状を取得するためには、「特別支援学校」及び「社会福祉施設その他の施設」において7日間の介護等の体験に参加することが義務付けられている（体験先より発行された証明書の提出が教育職員免許状申請の必須条件である）。

介護等体験を希望する学生は参加のための条件として、介護等体験実施の前年度に開講される集中講義「介護等体験事前事後指導」（2単位）を受講し、介護等体験終了後に事後指導を受けなければならない。

■教育職員免許状交付申請

教育職員免許法に定められた諸条件及び本学の履修条件を充足し、各該当の教育職員免許状の授与資格を得た者は、所定の手続きにより徳島県教育委員会へ申請し、免許状が授与される。

本学では、大学で申請書類をとりまとめて徳島県教育委員会に申請する「一括申請」の方法をとっている。一括申請手続き説明会の期日や詳細は、その時期にポータルにて連絡する。

ただし、一括申請手続き説明会を欠席した場合や免許状申請に必要な条件が充足されなかった場合には、一括申請をすることができない。一括申請を行わなかった者については、卒業後に教育委員会に各自で申請すること。

徳島県教育委員会へ大学から一括申請（卒業学年の1月）

説 明 会：卒業学年の11月下旬～12月初旬

申請の条件：4年以上の在学 卒業単位及び免許科目の単位修得見込

免許の受領：卒業式当日 授与権者：徳島県教育委員会

授与年月日：卒業日（3月16日）